

# 平成28年度予算見積調書

課室名：税務課  
 担当名：納税・管理担当  
 内線：2655

(単位：千円)

番号	事業名			会計	款	項	目	説明事業	
B32	自動車税対策強化事業費			一般会計	総務費	徴税費	賦課徴収費	県税徴収諸費	
事業期間	平成27年度～	根拠法令	なし				戦略項目		
1 事業の概要 個人県民税（均等割・所得割）を除く税目の、納税率全国順位は26年度決算で26位であるが、税目別で法人二税に次いでシェアが高い自動車税が36位と低迷している。そこで、自動車税対策を強化する事で、県が直接徴収している税目の全国順位を上昇させ、税収確保を図るものである。 (1) 徴収強化事業 1,976千円 (2) 車体課税の税制改正に関する広報 273千円				5 事業説明 (1) 事業内容 給与差押・自動車登録差押を徹底する。 1,328千円 遠隔地滞納者の現地確認業務や連絡依頼文書のポストインを民間業者に委託する。 648千円 車体課税の税制改正について、広報を実施する。 273千円 (2) 事業計画 給与・自動車の差押件数について、各事務所の目標件数を設定する。毎月、実施件数の報告を求め、処分の徹底を図る。 自動車税の定期課税業務がひと段落した9月以降に、100件程を順次委託し、整理を進める。 事案の選考、現地確認依頼・実施、報告書受領、差押等により、遠隔地居住事案の処理を促進する。 自動車取得税の廃止及び自動車税の環境性能課税の実施（平成29年4月1日施行予定）について、納税者や自動車関連団体に周知を図る。					
2 事業主体及び負担区分 (県10/10)				(3) 事業効果 収納未済額圧縮及び納税率向上 委託によるポストインや報告書を基に、遠隔地居住者との没交渉を防ぐ事ができ、納付憑憑や滞納整理につながる。財産が無く、反応の無い事案については、滞納処分の停止を徹底する。 車体課税の新制度への円滑な移行					
3 地方財政措置の状況 普通交付税（単位費用） (区分) 総務費（款）徴税費（細目）徴税費 (細目) 一般経費 (積算内容) 道府県税の徴収に要する経費				(4) 県民・民間活力、職員のマンパワー、他団体との連携状況 全国展開する債権管理業者に現地確認業務を委託する。					
4 事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員 9,500千円×0.1=950千円									
財 源 内 訳									
予算額								一般財源	前年との対比
決定額	2,249							2,249	3,529
前年額	5,778							5,778	